

労災保険制度等について

労働者災害補償保険制度の概要

趣旨・目的

- 労災保険は、**労働者の業務災害、複数業務要因災害（※）及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付**を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、**労働者の福祉の増進に寄与することを目的**としている。
※ 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいう。）の2以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいう。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われるべきものである場合には、この責任は免除され、**労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている**。

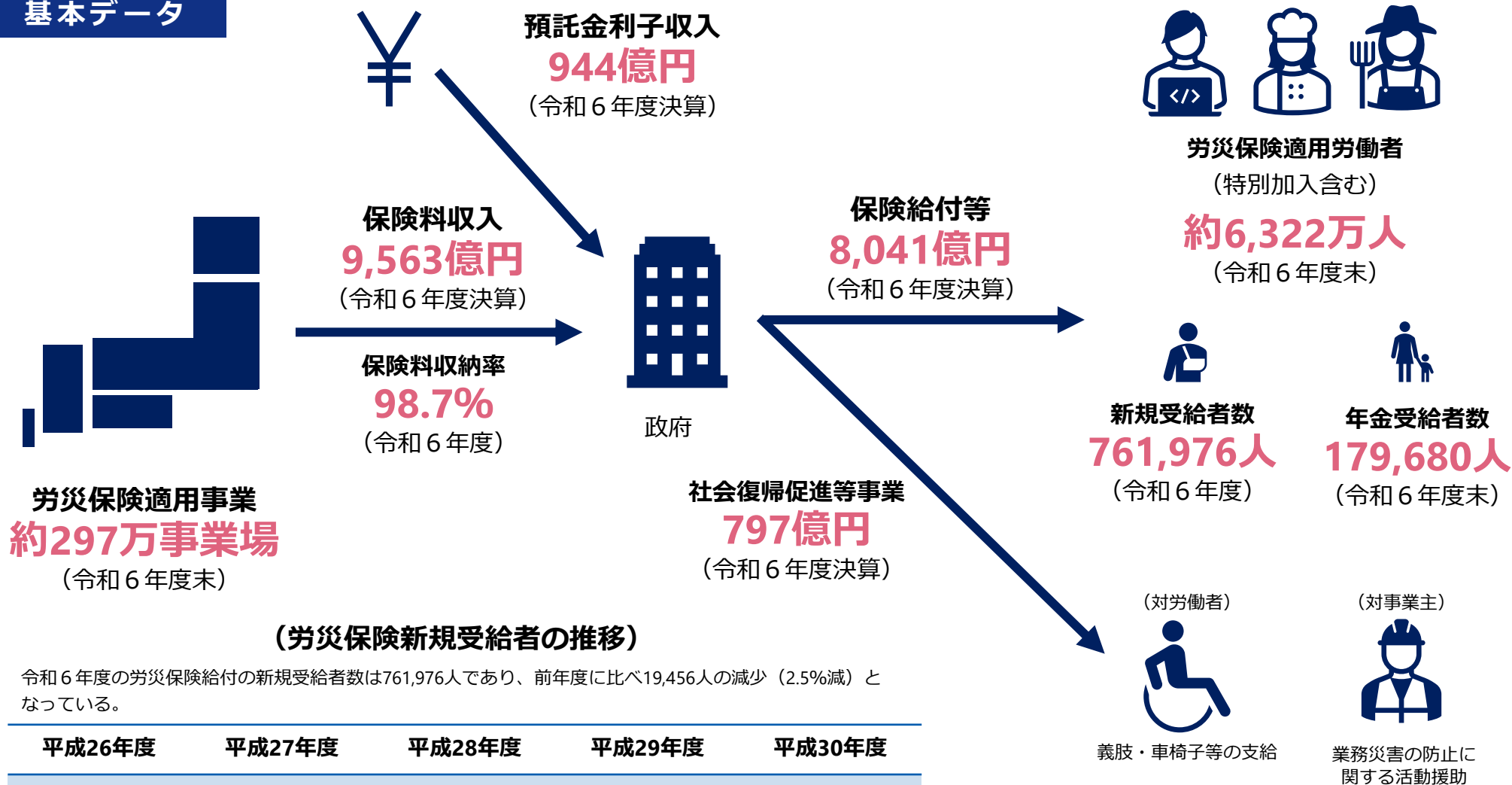


概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、**原則として労働者を使用するすべての事業に適用する**。
対象外：
・ 国家公務員、地方公務員（現業の非常勤を除く。）
・ 農業、林業、水産業のうち一定の要件に当てはまる事業（暫定任意適用事業）
- ※ 中小事業主、一人親方、フリーランス等の労働者以外の者についても、特別加入制度により任意加入が可能。
- 主な保険給付は、**療養（補償）等給付、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等**がある。
また、**労災保険の附帯事業として社会復帰促進等事業**があり、被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業や、労働者の安全と衛生の確保などのために必要な事業等を行う。
- **原則として事業主の負担する保険料**によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

労働者災害補償保険制度の概要

基本データ



(労災保険新規受給者の推移)

令和6年度の労災保険給付の新規受給者数は761,976人であり、前年度に比べ19,456人の減少(2.5%減)となっている。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
619,599人	618,149人	626,526人	650,534人	686,513人	
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
687,455人	653,355人	678,604人	777,426人	781,432人	761,976人

労災保険給付の概要

業務や通勤に起因する負傷、疾病等に対してなされる主な労災保険給付は以下のとおり。

※ 業務災害については療養補償給付等、通勤災害については療養給付等が給付される。

①療養（補償）等給付



被災労働者が傷病を受けたことについて、必要な療養の給付又は必要な療養の費用の支給を行う。

↓ 障害を残し症状固定

③障害（補償）等給付



傷病の治癒後において、身体に労働能力の全部又は一部を喪失するような障害を残し、将来に向かって収入を得られなくなったことによる損害を填補するものとして、年金又は一時金の支給を行う。



労働災害発生

治療が必要

治療のため休業が必要

障害を残し症状固定

②休業（補償）等給付

傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するものとして、平均賃金の6割に相当する金額の支給を行う。



↓ 1年6か月経過
(一定の障害が残存)

④傷病（補償）等年金

傷病が一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するものとして、障害の程度に応じた年金の支給を行う。

不幸にして亡くなられた場合

⑤遺族（補償）等給付

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するものとして、遺族に対し年金又は一時金の支給を行う。

⑥葬祭料等（葬祭給付）

死亡した労働者の葬祭を行った者に給付を行う。

その他の保険給付

⑦介護（補償）等給付



傷病により一定の障害を負って介護を要する状態となった労働者に対して、介護に要した費用を支給する。

⑧二次健康診断等給付



過労死防止対策の一環として、定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する一定の項目に異常の所見があると認められた場合に、二次健康診断及び特定保健指導の給付を行う。

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会の開催状況等

1 委員

(公益代表)

〔 ◎部会長 ○部会長代理 〕

- ◎ 小畑 史子 (京都大学大学院人間・環境学研究科教授)
- 小西 康之 (明治大学法学部教授)
- 武林 亨 (慶應義塾大学医学部・大学院健康マネジメント研究科教授)
- 中野 妙子 (名古屋大学大学院法学研究科教授)
- 水島 郁子 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)
- 宮智 泉 (読売新聞マリクレールデジタル編集長)

(労働者代表)

- 岩崎 優弥 (日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員)
- 金井 一久 (日本化学エネルギー産業労働組合連合会副事務局長)
- 白山 友美子 (日本食品関連産業労働組合総連合会副会長)
- 立川 博行 (全日本海員組合中央執行委員政策局長)
- 富高 裕子 (日本労働組合総連合会副事務局長)
- 松尾 慎一郎 (全国建設労働組合総連合書記次長)

(使用者代表)

- 足立 美紀 (三菱マテリアル(株)イノベーションセンター長)
- 笠井 清美 ((一社) 日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹)
- 砂原 和仁 (東京海上ホールディングス(株)人事部シニアマイスター)
- 武知 紘子 (日本通運(株)人財戦略部次長)
- 福田 寛 (日本製鉄(株)人事労政部部长)
- 最川 隆由 (西松建設(株)安全環境本部安全部担当部長)

2 開催日時及び議題

労災保険制度の在り方に関する研究会の中間報告も踏まえ、以下のとおり、9月から制度改正についての議論を実施。

開催日	議題
第119回 (令和7年9月2日)	労災保険制度の具体的課題について① (適用関係その他) →家事使用人、特別加入制度、社会復帰促進等事業について議論
第120回 (令和7年9月18日)	労災保険制度の具体的課題について② (給付関係その他) →遺族(補償)等年金、消滅時効、遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について議論
第121回 (令和7年10月9日)	労災保険制度の具体的課題について③ (徴収等関係その他) →メリット制、労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題、暫定任意適用について議論
第122回 (令和7年10月22日)	これまでの意見の整理等
第123回 (令和7年11月12日)	引き続き議論が必要な事項① →遺族(補償)等年金、遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額、メリット制、労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について議論
第124回 (令和7年11月20日)	暫定任意適用事業に係る業界団体等のヒアリング 引き続き議論が必要な事項② →暫定任意適用事業、消滅時効、特別加入制度等について議論
第125回 (令和7年12月4日)	引き続き議論が必要な事項③ →メリット制、労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について議論
第126回 (令和7年12月18日)	論点整理
第127回 (令和8年1月14日)	報告とりまとめ

労災保険料（率）について 労災保険率表(令和6年4月1日施行)

労災保険率は3年に1度改定しており、54業種ごとに災害発生状況等に応じて定められる。

最低2.5/1,000（金融業、保険業又は不動産業）～最高88/1,000（金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業）

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率	事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
	02,03	林業	52				
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18	製造業	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37		63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88		55	めつき業	6.5
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13		56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5		57	電気機械器具製造業	3
	25	採石業	37		58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	26	その他の鉱業	26		59	船舶製造又は修理業	23
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34		60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5
	32	道路新設事業	11		64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	33	舗装工事業	9		61	その他の製造業	6
	34	鉄道又は軌道新設事業	9		71	交通運輸事業	4
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5	
	38	既設建築物設備工事業	12	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9	
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	74	港湾荷役業	12	
37	その他の建設事業	15	運輸業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	
製造業	41	食料品製造業		5.5	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	42	繊維工業又は繊維製品製造業		4	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	44	木材又は木製品製造業		13	93	ビルメンテナンス業	6
	45	パルプ又は紙製造業	7	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	
	46	印刷又は製本業	3.5	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	
	47	化学工業	4.5	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	
	48	ガラス又はセメント製造業	6	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	
	66	コンクリート製造業	13	94	その他の各種事業	3	
	62	陶磁器製品製造業	17				
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23				
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5				
51	非鉄金属精錬業	7					
52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5					
53	鋳物業	16					
					90	船舶所有者の事業	42

※単位：1/1,000

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 遺族補償年金における支給要件等の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、石綿による健康被害の救済に関する法律】

- ① 遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件（妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者）を撤廃する。
- ② 遺族補償年金等について、遺族が1人の場合の年金額を、現行の給付基礎日額の153日分（55歳以上又は一定の障害の状態にある妻は175日分）から、一律で175日分に改める。

2. 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し【労働者災害補償保険法、船員保険法、労働基準法】

- その疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止【失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法】

- 労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4. 特別加入団体の要件の法定化等【労働者災害補償保険法】

- ① 労災保険の特別加入団体（一人親方等の特別加入に係る手続等を行う団体）について、現在は通達等で定めている労災保険に係る業務や業務災害の防止に関する活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定する。
- ② 特別加入団体に対する業務改善命令や、当該命令に違反した場合に当該団体についての保険関係を消滅させることを可能とする。

5. 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てに係る審査請求先等の見直し【労働者災害補償保険法】

- 現行では行政不服審査法の対象とされている、社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てについて、労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先及び再審査請求先を労災保険給付に関する決定への不服申立てと同様とする。

等

施行期日

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正法等の整備法第5条第2項について、規定の形式的修正を行う。

令和9年4月1日（ただし、3は公布の日から起算して5年以内の政令で定める日）

3. 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

背景

- 労災保険は、原則、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、当分の間の暫定措置として、農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部については、任意適用となっている。
- 他方で、農林水産業の小規模な事業においても重大事故が見られ、労働者の保護の必要性が高まっている。

改正内容

- **労災保険の適用事業に関する暫定措置を廃止し、現在、任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部も労災保険の適用事業とする。**

【暫定任意適用事業の対象】

農業

個人経営で常時5人未満の労働者を使用する事業（事業主が農業について特別加入している事業を除く）

林業

労働者を常時には使用せず、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の事業

水産業

常時5人未満の労働者を使用する個人経営の水産動植物の採捕又は養殖の事業その他水産の事業（水産動植物の採捕の事業については、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は河川、湖沼若しくは災害発生のおそれが少ない水面において主として操業するもの）

廃止

※ 施行までに5年程度の準備期間を設ける想定。

現行制度

労災保険は、原則として、労働者を使用する全ての事業に適用されるが、農林水産業のうち、小規模な個人経営の事業については、「暫定任意適用事業」として、強制適用の例外となっている。なお、暫定任意適用事業であっても、一定の危険・有害な作業を主として行う事業であって常時労働者を使用する場合は強制適用の対象となる。

論点

- ① 現在、暫定任意適用とされている農林水産事業について、労災保険法を強制適用することについてどのように考えるか。
- ② 仮に全面的に強制適用する場合、どのような点に留意すべきか。

研究会報告書（抜粋）

暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。

ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

論点

- ① 暫定任意適用は廃止し、労災保険法を順次、強制適用することについてどのように考えるか。
- ② 強制適用する場合には、零細な事業主の事務負担の軽減等の対応を農林水産省の協力も得つつ検討するとともに、施行までに十分な期間を設けることについてどのように考えるか。

第119回～第122回労災保険部会における委員の主なご意見

・論点①関係（暫定任意適用とされている農林水産事業について、労災保険法を強制適用することについて）

<労働者代表委員の意見>

- 労災保険制度はすべての労働者に等しく適用し、補償されるべきであることから、暫定任意適用事業は廃止し、強制適用していくべき。暫定任意適用事業存置の理由としていた農林水産業の労働実態は、今や現代化してきている。農林水産業を魅力あるものにしていくためには、安心して働くことができる環境作りが必要であり、その観点で労災保険の強制適用をはかっていくことが重要。
- 関係者周知や事務負担軽減などは検討する必要があるが、強制適用をはかっていくという前提に立った上で、前向きな方向で課題をクリアしていくべき。
- 強制適用が必要である。既に強制適用である建設業では従事者減少の対策として、国交省と厚労省で社会保険未加入対策を業界も労働者も零細事業主も含めて対応してきた。こうしたことから、関係省庁との連携は大切である。

<使用者代表委員の意見>

- どのような職場で働く労働者であっても、業務上の傷病に関し平等に労災保険給付が受けられるように、暫定任意適用事業を見直し、強制適用していくことに賛同。セーフティーネット担保され、労働者が安全安心に働ける環境が整備されれば、地方において特に重要な農林水産業の持続可能性を高める効果も期待できる。強制適用に当たっては、農業の実態把握の他、労働保険の事務手続きを円滑に実施できる環境整備が重要。

<公益代表委員の意見>

- 暫定任意適用事業を見直し、強制適用することに賛成。強制適用に当たり、農林水産省との連携や、農林水産事業者の理解や事業者の把握、保険料徴収上の課題を具体的に検証していくことが必要。農林水産業界の団体の方からご意見を伺う機会をいただければと思う。また、今般の見直しで強制適用になるのは小規模事業であり、丁寧な周知や徴収に係る実務を適切に実施するための準備期間が十分に必要と考える。
- 施行期日はともかく、廃止の方向で道筋を早期につけるべき。

第119回～第122回労災保険部会における委員の主なご意見

・論点②関係（全面的に強制適用する場合に留意すべき点について）

＜労働者代表委員の意見＞

- 建設業でも手間の貸し借りはあったが、これをなくし、しっかり労働契約を交わして近代化してきた。現行の制度でも処遇改善の方策はあるので検討をしていただきたい。

研究会中間報告書（抜粋）

暫定任意適用事業については、労働実態を把握する手段も多様化していると考えられることや既に労災保険に加入している暫定任意適用事業をみても、重大事故が散見され、保護の必要性が高まっているといえることを踏まえれば、農林水産省とも連携の上、順次、強制適用に向けた検討を進めることが適当と考える。

ただし、その際、農林水産事業者の理解に加え、これまで適用上の課題とされてきた事業者の把握や、保険料の徴収上の課題がどの程度解決されつつあるのかの具体的な検証が必要であり、また、零細な事業主の事務負担の軽減等も十分に配慮する必要がある。この点、例えば、事業主と関係団体等との連携や協力の在り方等についての検討も含め、その実現可能性や実効性についても農林水産省の協力も得つつ、検討することが必要である。また、林業及び水産業についても農業と同様、課題の解決策を検証した上で検討を進める必要がある。

労災保険制度の見直しについて（報告）（抜粋）

【令和8年1月14日労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会】

労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会では、令和7年9月2日以降、就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対するセーフティネットを整備する観点から、精力的に議論を深めてきたところである。

当部会において労災保険制度の見直しについて検討を行った結果は、下記のとおりである。

この報告を受けて、厚生労働省においては、法的整備を含めた所要の措置を講ずることが適当である。

1 適用関係

（1）暫定任意適用事業について

暫定任意適用事業は廃止し、労災保険法を順次、強制適用することが適当である。

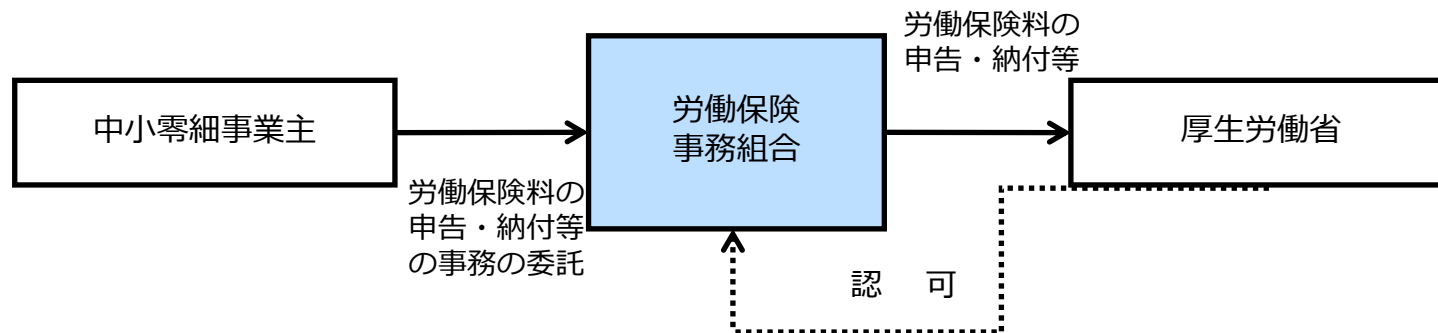
強制適用に当たっては、零細な事業主の事務負担の軽減等の対応を農林水産省と連携しつつ検討するとともに、円滑な施行に必要な期間を設けることが適当である。

- 労働保険事務組合制度：
中小零細事業主が、事務負担を軽減するため、労働保険料の申告・納付等や各種届出等の労働保険事務を厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体（商工会、事業協同組合等）に委託できる制度

<参考>

労働保険の保険料の徴収等に関する法律
第33条第1項

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主（厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。）の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項（印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。）を処理することができる。



(令和6年度末実績)

事務組合数	8,901組合
委託事業数	約140万事業（全適用事業に占める割合：40.7%）